

令和5年9月

お客さま各位

滋賀中央信用金庫

インボイス制度への当庫の対応について

令和5年10月1日よりインボイス制度(適格請求書等保存方式)が開始されます。
滋賀中央信用金庫は、適格請求書発行事業者としての登録を完了しております。

登録番号	T4160005006725
商号または名称	滋賀中央信用金庫
本店所在地	滋賀県近江八幡市桜宮町198番地

滋賀中央信用金庫が役務提供するサービスに対して、お客さまがお支払いいただいた各種手数料に含まれる消費税につき、当庫の交付するインボイスにより仕入税額控除を受けることができます。
以下、インボイス制度への当庫の対応となりますので、お知らせいたします。

記

- 店頭でお支払いいただく手数料
振込手数料、残高証明書発行手数料(除く継続発行)、融資関係手数料など取引の都度店頭でお支払いいただく手数料に対しては、インボイスの要件を満たしたお客さま控えをお渡します。
- 自動振替等でお支払いいただく手数料
インターネットバンキング手数料、口座振替手数料、保護預かり箱(貸金庫)・夜間金庫手数料、残高証明書発行手数料(継続発行)などは、新たに「インボイス管理票」を定期的に交付いたします。
- ATMおよび自動両替機でのお取引
ATMでの振込手数料、自動両替機手数料の「ご利用明細」等の様式は、現行との変更はありません。3万円未満のATMや自動両替機の手数料は、「自動販売機および自動サービス機により行われる商品の販売等(自動販売機特例)」に該当し、インボイスの交付義務が免除されるため、インボイスの発行はいたしません。

以上